

第2号様式(第12条関係)

令和6年度第3回大和市街づくり推進会議 会議要旨

1 日時 令和7年2月14日(金) 15時15分から16時30分まで

2 場所 大和市保健福祉センター 4階 講習室 I・II

3 出席者 7名

4 傍聴者 0名

5 議題

・大和市屋外広告物条例施行規則の一部改正について(諮問)

6 その他

【会議資料】

・次第

・資料1大和市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

・資料2大和市屋外広告物条例の概要と規則の一部改正について

■令和6年度 第3回 大和市街づくり推進会議 会議録■

[会議名称] 令和6年度 第3回 大和市街づくり推進会議

[開催日時] 令和7年2月14日(金) 15時15分から16時30分

[開催場所] 大和市保健福祉センター 4階 講習室Ⅰ・Ⅱ

[出席委員] 7名(欠席:4名)

[現地出席] 黒石 いずみ/杉崎 和久/三浦 由理/須賀 良二/山田 俊明/星野 澄佳/佐藤 知明

[欠 席] ホーテス シュテファン/河村 奨/小幡 剛志/大峰 英一

[事務局] 7名(街づくり施設部長、街づくり推進課長、街づくり推進課街づくり推進係5名)

[担当課] 街づくり施設部 街づくり推進課 Tel.046-260-5483

[傍聴者] 0名

[公開の状況] 公開

---

---

## I. 会議次第

---

### 1. 開会

### 2. 議題

・大和市屋外広告物条例施行規則の一部改正について(諮問)

### 3. その他

### 4. 閉会

## II. 内容

---

### 1. 開会

### 2. 議題

#### ・大和市屋外広告物条例施行規則の一部改正について(諮問)

事務局(街づくり推進課)より、「大和市屋外広告物条例施行規則の一部改正について」を説明

#### 質疑応答(○…委員 ▼…市)

○:なぜ、今回の改正を行うのか。苦情があったなど、具体的な改正理由を聞きたい。

▼:苦情ではない。大和駅周辺など市内全域で賑わい創出等に取り組んでいる中、駅周辺のまちづくりに関して、ルールを明確化しないと景観が乱れる問題がある。また、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングのようにデジタル化が進んでいる中でルール化が必要ということで今回の改正をしていきたい。今後のまちづくりに関して必要であると考えている。

○:今回の改正は、新しく出てきた広告表現を対象としていること、緩和する規制の2つがある。後者については、なぜ緩和するのかということである。

▼:壁面に表示する広告物の基準の見直しについては規制の緩和となる。例えば、ビル名称について、一般的にビルの高い位置に名称を設置する所が多く、今までは取扱いで対応してきたのが現状である。

窓下規制の撤廃について、建築技術の進歩により窓が構造的に変化したことで対応が難しくなったことがある。

壁面の掲出量の緩和について、商業地域は30㎡としていたが、間口が大きな建物である大型商業施設は対応が難しい状況であり、小店舗であれば対応できる基準となっていた。他自治体との比較している資料を見ていただきたいが、自治体により基準は異なるが、大和市は神奈川県との基準と同様となっている。

○:デジタルサイネージ、バスや電車のラッピングについて、改正の背景は何か。

▼:バスや電車のラッピングについて、部分ラッピングに対応できない等があり、県内で基準の方針を出し、その基準に合わせている。

近年、デジタルサイネージは駅周辺にあるが、市内の第1、2種許可地域ではネオン照明、点滅照明、動光は禁止されてきたが、住環境を守るために今回の改正で明文化した。第1、2種許可地域でデジタルサイネージに関する相談や申請はないが、商業地域で増加傾向にあることから今回の対応に至った。

○:要望はないが、今回の改正に対応したということで良いか。

▼:そのとおりである。国の投影広告物ガイドラインでは、住居専用地域にデジタルサイネージ等は除外することとしているため、大和市でも住居専用地域に係る第1、2種許可地域では除外している。

○:条例が制定されてから17年経過ということだが、当時は据え置き型のデジタルサイネージやバスのラッピングなどは想定されていなかったと思う。そういう意味でいうと据え置き型のデジタルサイネージなど、都会では増えており時代の流れであるから、規則改正という意味では良いのではないか。

○:「ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置」とあるが、どのようなものか。電光表示装置はデジタルサイネージのことか。

▼:そのとおりである。

○:デジタルサイネージは昔から映すものがあつたのではないか。

- ▼:ネオン照明はネオン管にガスを通し光らせたものである。点滅照明は光を点滅させている照明である。動光は光を動かしたものである。光自体を当てて動かすものも対象となる。
- :光があるようなものは全て対象の広告物とするのか。
- ▼:光がただ照明で屋外広告物を照らして見やすくするものは対象としない。光を使うことで目立たせて住環境に影響を及ぼすようなものが対象の屋外広告物となる。
- :店の名前等を広告として光らせるようなタイプのもものが対象となる。
- :壁面に表示する広告物の基準の見直しについて、建物の表示面積×10%とあるが、視覚的な影響もあるので建物の表示面積の割合で決めて良いものか。
- ▼:建物の表示面積×10%とあるが、資料を見ていただくと、ビル名称や懸垂幕等も全て含めて10%となる。
- :景観に配慮して、規定しているということで良いか。
- ▼:そのとおりである。
- :車体ラッピングについて、全体のデザインによるのではないか。大和市では今まで規定していなかったのか。
- ▼:そのとおりである。近年のラッピング技術に対応する規定がなかったため、今回の対応とした。
- :しかしながら、全体のデザインによるのではないか。広告塔、広告板等の基準の見直しについて、現行のサンプルはあるのか。電光表示と省エネの観点はあるのか。音が出る観点は考えているのか。
- :看板から音が出るということか。
- :そのとおりである。看板から音が出ている。耳障りである。
- ▼:音は屋外広告物の対象としない。
- ▼事務局:まず、音については屋外広告物の条例や規則に規定はない。屋外広告物の観点ではなく、県に公害に関する規定があり、用途地域により騒音数が決まっている。
- :音を出すことについて禁止しているわけではないということか。
- ▼事務局:そのとおりである。また、屋外広告物法に基づき、条例や規則で基準を定めていることから、音に関する規定は定めていない。
- :1つ目は安全管理者の資格要件に一級建築士と二級建築士を追加されているが、よりきっちりとした管理のもと提出できるのは良い。緩和することにより、現在は多くの災害がある中で、今までとは違う耐震基準の配慮が求められている時代である。そのような配慮は加えられているのか。  
2つ目は第3種・第4種許可地域が電気的な掲示は除外されているが、掲示しても良いということであると思う。渋谷で仕事をしていた関係で、夜のネオン状況、周りの環境に及ぼす影響を調べたことがあるが、許可地域の境目の部分は時間の制限を設ける、また、設置することを控えた方が良いのではないか。住環境の影響は細かく考えた方がよいのではないか。
- :1つ目は広告物の掲示方法、つまり安全性の担保はあるのかということだがどうか。
- :屋外広告物条例は、他の法令と組合せの中で成立しているもので、屋外広告物の掲出方法によって建築基準法の適用を受ける。そこで安全性の審査がされるので、屋外広告物の中で一体として引き受けるのは違うのではないか。
- :野立て看板等の建築物に付いていない看板はどうか。
- :建築物として申請する屋外広告物について、例えば、野立て看板や一時的なイベントで使用する看板などでも仮設建築物の申請が必要となる。申請には基本的には立地図、配置図、平面図、立面図、断面図が基本で屋外広告物についての工事が良いか悪いかの技術的な判断をするものではない。
- :仮設工事建設申請については承知している。ただ、建築基準法では最低限の基準を確保するためのものであ

り、最大限のものではない。最近の災害の状況を見ると、アディショナルな配慮があると良いと思うがどうか。

○：4.7m以上の広告板、据え置き型の広告は被災地などではかなり問題となった。これらは固定しても、落下や動いていた。地震や災害等、どこまでのものを想定しているのか。

○：先程、事務局から説明があったが、エリアマネジメントみたいな話しの中で議論していることなのか。例えば、大和駅前の通りに作って維持管理のお金を稼ぐことを想定しているなど、民間企業がデジタルサイネージをたくさん置くのか等、この規定の背景は何か。

後者はゾーニングについて加えると、大和駅周辺はわかるが、それ以外の商業地域も同じように当てはめるのかという議論がある。

▼：音、光等の環境への影響は大きいと思う。他市では投影広告物や電光表示装置等のガイドラインを定めている。その中で住環境への配慮や光や音の周辺との環境へ努めてくださいとある。大和市でもガイドライン策定の検討をしている。

○：わかりやすく言うと、市民の方から看板が風で飛んだ場合、安全性はどのように担保されているか、という質問がきたら、どのように答えるかということだ。

▼：建築基準法の工作物に該当する場合、関係法令の1つとなっている。そのため、屋外広告物の申請時に構造計算書を提出してもらうこととしている。屋外広告物の継続申請の場合、国で定めているガイドラインに沿った市の規定があり、写真を添付して自主点検報告書を提出してもらっている。

○：規則改正にあたり、今回の規則改正をする背景をもう少し詳しくまとめた方が良い。例えば、建築の外壁素材の変化、広告形体や表現方法の変化、技術的なあり方など、様々な面について、丁寧に書いた方が良い。また、建築基準法、道路法32条、景観法など、屋外広告物を取り巻く関係法令との関係性を整理した方が良い。そうすることで、屋外広告物条例がどのように位置けられているかがよくわかるのではないか。大和市では景観条例のガイドラインを出していると思うが、屋外広告物と関連するように関係法令を記載した方が良いのではないか。

特定屋外広告物安全管理者の資格要件の拡大根拠について、屋外広告士は一級・二級建築士の資格を保有している場合に学科の一部や実技試験が免除されることなど、実際の状況とそれほど隔たりがない点を説明するなど具体的に記載したらどうだろうか。

この改正にあたってはパブコメを行うのか。例えば住宅街での照明やネオンは暗いのが課題になる。空き家なども増加していることから昨今街灯の整備も求められるなかで、防犯面からも明かりは必要とされており、どこまで住宅街を規制するかという課題もあり、意見を聴いてみたい。

窓枠に関する広告物について、屋外とする場合、窓の内側から数多く掲示されている広告物は屋外広告物条例等から規制することが難しい。そのため景観法から規制や議論できるような仕組みがあれば良いのではないか。

○：商店街のような場所は固定されている広告物ではなく、一時的に垂れ幕等がある。空中に数多く広告物がある場所もあり、それらは屋外広告物の対象としているのか。

○：条例や規則等により対象とすれば可能ではないか。アドバルーンは対象となる。これらを運用する場合、行政側も大変ではないか。

○：資料によると対象になるようだ。また、自家用広告物は10㎡以下の場合、許可が不要となっている。

○：大和市の場合は除外しているが、自治体により異なる。規制する場合、取り締まる必要があり、自治体の人員が多く必要となる。そのため、自治体の独自性によるのではないか。

○：資料に屋外広告物とは屋外に表示されるものとある。先程の議論にもあったが、全面ガラス張りのビルの窓の

内側に広告物を掲示した場合、対象とならないのか。

▼:そのとおりである。

○:外から見えるものと定義を変えた方が良いのではないか。

○:見るにたえないような広告物もあり、広告物の内容に問題がある場合もある。

○:最近、壁ではなく道路に投影するような広告物もあるが想定しているか。

▼:想定していない。

○:都心には全面ガラス張りのビルが多くあり、窓の内側から広告物を掲示するような所がよくある。

○:屋外広告物は技術的な面でも進歩しているから、定期的に条例や規則等を見直す必要があるのではないか。

○:個人商店の方はのぼり旗等の規制が厳しい、コンビニエンスストアではガラスに貼らないで屋内へ掲示するようにしているという声を聞く。規制を守る方がいる一方で、先程の議論に出たような事があり、かみ合っていない。

すごく大事なことは人命であり、屋外広告物の設置や維持の段階での安全性である。市内で事故があることは聞かないが、書類提出で全てが網羅されているわけではない。事故や問題になってからでは遅いので、どのように確認していくか、気を付ける必要がある。

○:先程、制度や技術的な話しはあったが、実行性のある議論をするために屋外広告物についての専門家を集め、調査や検討を行うことが必要ではないか。

○:事故があった際、屋外広告条例に問題があるのではないかというような議論になったことはない。その時、ケガ人はなく物損のみだったが、建築確認申請を許可した機関は説明が求められていた。屋外広告物周辺を取り巻く景観などを含め、屋外広告物の制度を見直しするにあたり再考する必要があるのではないか。

○:規制を緩和する際、面積を大きくすることから質の良いものを作って欲しいなど、デザインの質も議論しても良かったのではないか。

○:看板のデザイン規制はあまりないのではないか。他市でデザインを規制している所は違うと感じる。

○:コンビニエンスストアの看板など、ガイドラインなどで色の規制はしているか。

▼:大和市では色などの色彩に関しての規制はしていない。

○:色々と意見や議論はあったが、技術的な進化があるため、約17年ぶりではなく数年に1回など頻繁に見直した方が良いのではないか。

○:車体利用広告物について、都心では車体全体が黄色いバスや人の顔写真が並んでいるバス、音楽を流しながら走るようなトラックなどあるが、車体全体のラッピングを許可することで、真っ赤な色など奇抜な色を制限するものはないのか。

▼:車体の色や色彩に関して規制するものはない。広告として表現したものだけを規制することになる。

○:デザインなども規制するものがあれば良いのではないか。

○:広告の色や色彩について、規制する自治体もあるのではないか。

▼:バスの車体については別の規制がある。

○:以前、電車の車体について自治体により基準が異なり問題となった場合もある。他の広告物は規制が厳しい中でバスだけ規制が緩いのではないかという議論もある。

○:ここで確認をしたい。とにかく屋外広告物条例や規則を頻繁に見直していただきたい。

では、今回の議題について、この諮問案どおり答申しても良いか。

全員挙手

○:全会一致で挙手があったため、諮問案どおり答申する。答申の方法については本日の意見を添付することとする。議題はこれで終了する。

### 3. その他

事務局より事務連絡

### 4. 閉会

以上